

# 農業用貨物自動車の車検伸長が始まります

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区として、農業用貨物自動車の「車検期間の延長」を提案し、国との協議の結果、一定の要件を満たす場合、「車検期間の伸長」が可能となりました。

また、車検期間の伸長の実施と並行して、農業用貨物自動車の不具合状況に関するデータが収集され、車検期間の延長が可能かどうかの検討に活用されます。

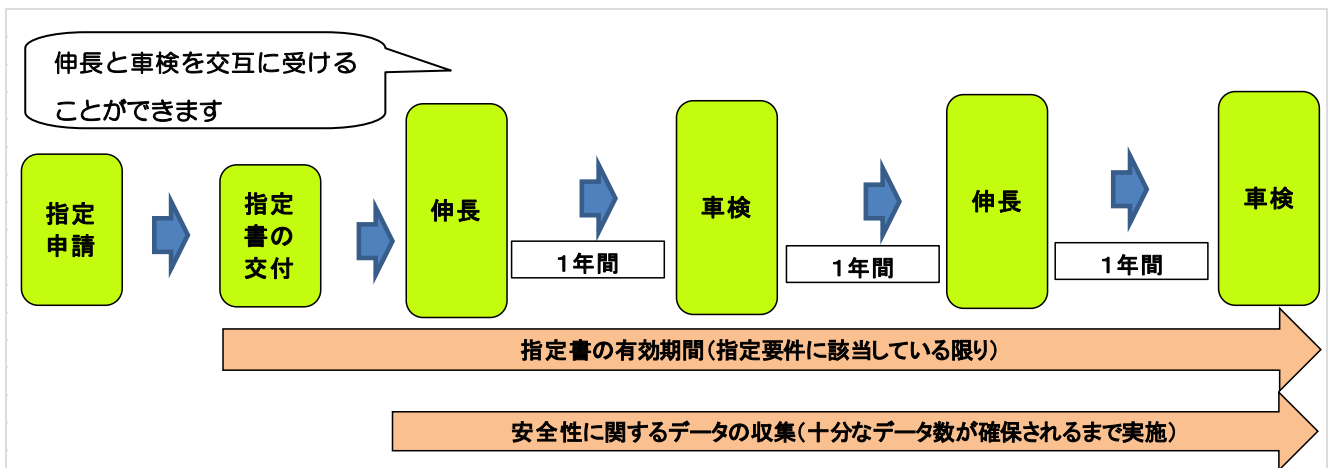
車検期間の検討には、多くのデータが必要となりますので、農業者の皆様のご協力をお願いします。

※車検延長：車検証の有効期間を一般的に従来の期間の1年から2年に延長すること。（元々の特区提案）

※車検伸長：一定の要件を満たす場合に限り、車検証の有効期間を特例的に従来期間の1年から2年に伸ばすこと。

## 1. 事業の概要

- 指定要件を満たす場合、車検を行ってから有効期間を1年経過する前に、指定点検整備事業者で点検・整備を行い、安全が確認できれば、車検期間が1年伸長できます。
- 車検伸長を受けるには、認定農業者の認定を受けている市町村に指定申請し、「指定書」の交付を受けてから、点検・整備を受ける必要があります。
- 車検伸長を実施するには、安全性を確保するため、指定点検整備事業者の行う点検・整備（12ヶ月点検等）を受ける必要があります。
- 車検伸長では、点検・整備料、自動車重量税、自賠責保険料は必要となりますが、検査手数料（印紙代）は不要となります。
- 指定申請の受付、指定要件の確認、指定書の交付、指定の取消しは市町村が行います。
- 指定書は指定要件に該当し続ける限り有効です。指定要件を満たさなくなった場合は、指定取消しとなります。指定書を市町村に返納するとともに、車検伸長中の場合は自動車検査証も失効しますので、新たに車検を受ける必要があります。
- 車検期間の検討には、農業用貨物自動車の不具合状況に関する十分なデータ数を確保する必要があります。また、実施期間も十分データ数が確保されるまで実施される予定です。



## 2. 自動車の指定要件

- ① 自動車の使用者が認定農業者（構成員を含む）であること。  
\* 農業経営改善計画の構成員に自動車の使用者名が記載されていることが必要です。
- ② 車両総重量が8トン未満かつ最大積載量が5トン未満の自家用貨物自動車であること。
- ③ 自動車検査証に記載された車体形状が「キャブオーバ」又は「ダンプ」であること。
- ④ 年間総走行距離が1万キロメートル以下であること。
- ⑤ 主として十勝管内市町村の使用であること。
- ⑥ 主として農畜産物の運搬など営農に必要な作業のために自動車を使用すること。
- ⑦ 自動車登録番号が「帯広」ナンバーであること。

## 3. 手続きについて

- ① 指定申請書（様式第1号）の申請（使用者⇒認定農業者の認定を受けている市町村）  
\* 自動車検査証の有効期限満了の1ヶ月前の日から満了日まで、指定申請が可能となります。車検伸長には指定書が必要ですので、早めに指定申請の手続きをお願いします。（平成26年3月24日から仮指定申請ができます）
- ② 指定書の交付（平成26年4月1日以降 市町村⇒使用者）
- ③ 指定点検整備事業者で点検・整備  
\* 指定点検整備事業者とは車検伸長の点検・整備ができる整備工場です。整備工場が指定点検整備事業者であることを事前にご確認の上、点検・整備を依頼してください。
- ④ 点検整備済証の交付（指定点検整備事業者⇒使用者）
- ⑤ 車検伸長の申請  
\* これまでの車検と同様に、指定点検整備事業者で手続きの代行が可能です。
- ⑥ 車検期間の伸長実施

## 4. 留意事項

- ① 農業経営改善計画書の更新をしないなど、認定農業者でなくなる場合は、指定取消しとなります。車検伸長中の場合、自動車検査証が失効となります。
- ② 同じ経営体以外への譲渡、売り払いや廃車は指定取消しとなり、車検伸長を受けるには、新たな使用者が自動車の指定を受ける必要があります。
- ③ 車検伸長中に指定取消しとなった場合、継続して自動車を使うには、その時点で新たに車検を受ける必要があります。
- ④ 市町村が毎年、指定自動車の年間走行距離や使用実態など指定要件の適合状況を現車などにより確認します。円滑な確認作業へのご協力をお願いします。

\* 具体的内容の確認や申請様式類は、以下の窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先（指定申請の窓口）

帯広市農政課（帯広市農業技術センター）川西町基線61番地

受付 月～金曜日（祝日除く）8:45～17:30 電話 59-2323 FAX 59-2448